

## 出産後に必要な手続きの流れ

1 出生届の提出




2 国民健康保険の加入



3 出産育児一時金の申請



4 児童手当の申請  P20



5 子ども医療費の申請  P20

## 出生届の提出



**問** 市民課  626-1116  
大井川市民サービスセンター  662-0541

**いつまで** 生まれた日から**14日以内**


**どこで** 父母の本籍地、子どもの出生地、  
届出人の所在地のいずれか

### ✓ 届出に必要なもの

- 出生届書(出生証明書と一体になっているもの)  
※医師か助産師にもらってください。
- 母子健康手帳

## 国民健康保険の加入



**問** 国保年金課  626-1113

**いつまで** 生まれた日から**14日以内**

**どこで** 国保年金課(市役所本庁舎2階)  
大井川市民サービスセンター  
(市役所大井川庁舎1階)

### ✓ 手続きに必要なもの

- 母子健康手帳  身分証明書
- 届出人のマイナンバーの確認ができるもの

※生まれた子を会社の健康保険に加入させる場合は、会社または健康保険組合に問い合わせてください。

## 出産育児一時金の申請



**問** 国保年金課

 626-1112

- 対象** 次のすべての条件を満たす方
- 国民健康保険に加入している。
  - 妊娠12週(85日)以上の出産をした。  
※死産または流産の場合も含みます。

**いつまで** 出産の翌日から**2年以内**

**どこで** 国保年金課(市役所本庁舎2階)  
大井川市民サービスセンター  
(市役所大井川庁舎1階)

※会社の健康保険に加入している場合は、会社または加入している健康保険組合に問い合わせてください。

※会社の健康保険から国民健康保険に移行して6か月未満の場合は、会社または加入していた健康保険組合に問い合わせてください。

### 【直接支払制度を利用する場合】

出産育児一時金の支給額を超えた金額のみを医療機関などへ支払うこととなります。  
※費用が支給額未満であった場合、後日申請することによって差額分を受け取ることができます。

### 【直接支払制度を利用しない場合】

出産にかかった費用を医療機関などにいったんご自身でお支払いいただき、出産後に申請することで、受け取ることができます。

まずは出産を予定している医療機関などへご確認ください。

## 児童手当の申請



問 子育て支援課

☎626-1137

**対象** 国内に居住する中学校卒業(15歳到達後最初の3月31日)までの児童

### 【手当を受けることができる方】

- 1 焼津市内に住民登録があり、支給対象の児童を監護し、生計を同じくする方。
- 2 海外に住んでいる父母から、児童を養育する者として指定を受けた方。

**いつまで** 誕生日・転入日から15日以内

※申請が遅れると、手当が支給されない月が発生する場合がありますのでご注意ください。

**どこで** 子育て支援課(市役所本庁舎2階)  
大井川市民サービスセンター  
(市役所大井川庁舎1階)

### ✓ 申請に必要なもの

- 印鑑(スタンプ式不可)
- 健康保険証  身分証明書
- 預金通帳などの振込先口座情報が分かるもの
- 請求者と配偶者のマイナンバーの確認ができるもの

**注意** 所得によって支給が受けられない場合があります。詳しくはホームページをご確認ください。



## 子ども医療費助成



問 子育て支援課

☎626-1137

焼津市では、お子さんが病気やけがをしたとき、安心して治療が受けられるように、医療費の無償化に取り組んでいます。助成を受けるためには、申請が必要です。

### 対象

0~18歳(18歳到達後最初の3月31日まで)で次のすべての条件を満たす子ども(4月1日生まれの人は前日の3月31日までとなります)。

- 焼津市に子どもと保護者の住所がある
- 保護者(被保険者又は被扶養者)と同じ健康保険に加入している
- 重度障害者医療助成を受給していない
- 生活保護受給世帯の世帯員ではない
- 結婚または就職をしていない

### 自己負担金

- 入院…自己負担なし(食事療養費標準負担額も助成対象)
- 通院…自己負担なし

注意事項:保険診療以外のものおよび消費税は助成対象になりませんので、全額を窓口で支払ってください。

※県外の医療機関での受診の場合、医師が必要と認めて補そう具を作った場合、育成医療・小児慢性特定疾患などの公費負担医療制度で受診した自己負担がある場合は、窓口での払い戻しの手続きにより助成できる場合があります。

(申請期限は1年以内です。)

詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。

- どこで ●子育て支援課(市役所本庁舎2階)  
●大井川市民サービスセンター  
(市役所大井川庁舎1階)

✓ 申請に必要なもの

- 子ども医療費受給者証交付申請書  
(子育て支援課・大井川市民サービスセンター窓口にあります。)
- 子どもの名前が載った保険証
- 印鑑(認印可、スタンプ式不可)
- 保護者のマイナンバーの確認ができるもの

## 未熟児養育医療給付事業

問 子育て支援課 ☎626-1137

指定養育医療機関において入院養育が必要な未熟児の治療に要する医療費を、公費により負担します。

※保険が適用されないおむつ代、室料、文書料等は、養育医療の給付対象外です。

対象

焼津市内に住所があり、下記のいずれかに該当し、都道府県が定める指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた1歳未満の乳児

- ① 出生時の体重が2,000グラム以下
- ② 生活力が特に薄弱であって、次のア～オのいずれかの症状を示すもの
  - (ア) 一般状態
    - a 運動不安、けいれんがあるもの
    - b 運動が異常に少ないもの
  - (イ) 体温が摂氏34度以下のもの
  - (ウ) 呼吸器、循環器系
    - a 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
    - b 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にある又は毎分30以下のもの
    - c 出血傾向の強いもの

(工) 消化器系

- a 生後24時間以上排便がないもの
- b 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの
- c 血性吐物、血性便があるもの

(オ) 黄疸

生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

✓ 申請に必要なもの

- 養育医療給付申請書(申請時に記入していただきます。)
- 養育医療意見書(指定養育医療機関の医師が記入します。)
- 世帯調書(申請時に記入していただきます。)
- 健康保険証(申請者と乳児の保険証)
- 子ども医療費請求等に係る委任状
- 印鑑(認印可、スタンプ式不可)
- 申請者及び同居親族のマイナンバーカードまたは通知カード

Check!

### 便利に使おう！ 手続きガイド「知らずくん」

スマートフォンやパソコンでいくつかの質問に答えるだけで、必要な手続きが確認できるオンラインの手続き支援サービスです。ライフイベントを選択して質問に回答すると、その方の状況に応じて必要な手続きや窓口、持ち物などが表示されます。



出産したら



## ひとり親家庭への各種支援制度

ひとり親家庭への支援や助成については、子育て支援課にお問い合わせください。

**問合先** 子育て支援課

**所在地** 市役所本庁舎2階(本町2-16-32)

**電話番号** ☎626-1137

## 児童扶養手当



ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を目的とした手当です。

### 受給資格

次のいずれかの状態にある児童の養育者に支給されます(本人および同居の家族の所得制限があります)。

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障害を有する児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

※支給要件や手当額などは生活状況によって異なります。詳しくはお問い合わせください。

※児童やその養育者が下記に当てはまる場合、手当を受けられないことがあります。

- 公的年金給付(老齢福祉年金を除く)や労働基準法等に基づく遺族補償を受けられるとき
- 児童が養育者に支給される公的年金の額の加算対象になっているとき
- 養育者および同居家族の所得が所得制限限度額を上回っているとき

※詳しい要件や申請方法はホームページをご確認ください。



## ひとり親家庭等医療費助成制度



ひとり親家庭などに医療費を助成することにより、経済的な負担を軽減するための制度です。

**受給資格** 次のすべての条件を満たす方

- 20歳未満(20歳になる誕生日の前日の属する月末まで)の子のいるひとり親家庭であること

(父母ともにいない場合を含む)

- 本人と同居の扶養義務者(別世帯の場合を含む)の所得に所得税が課されていないこと。

所得税額は2010年度税制改正前の計算方法を使用して再計算します。

詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

### ✓ 申請に必要なもの

下記の書類などが全て提出された翌日から受給資格を認定します。

- 戸籍謄本、またはひとり親を証明できるもの
  - 健康保険証(申請者と児童のもの)
  - 預金通帳(申請者名義のもの)
  - 印鑑(認印可、スタンプ式不可)
  - 申請者及び同居親族のマイナンバーカードまたは通知カード
- 審査後、「ひとり親家庭等医療費助成受給者証」を交付します。

### 助成の範囲

保険診療による自己負担分

※入院時の食事療養費や保険診療以外の個室料や文書料、容器代、予防接種などは助成対象外です。

※高額療養費、付加給付(健康保険組合からの助成)がある場合は、その金額を差し引いて支給します。

### 申請先

子育て支援課(市役所本庁舎2階)  
大井川市民サービスセンター  
(市役所大井川庁舎1階)



## 自立支援教育訓練給付金

ひとり親が技能や資格を取得するために、各種指定講座を受講するなどの能力開発の取り組みに対し、その経費の一部を助成する制度です。

### 対象者

焼津市在住のひとり親で、現に20歳未満の児童を扶養し次の条件すべてに当てはまる方。

- 児童扶養手当受給者または同等の所得水準にある人
- 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる人
- 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない人

### 対象講座

- 雇用保険制度の教育訓練給付金(一般、特定一般、専門実践)の指定講座
- その他、市長が認めた講座

### 支給金額

指定する職業能力開発のための講座を修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った経費の60%に相当する額(上限および下限あり)。

ただし、雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給対象者は、上記の金額からハローワーク支給分を差し引いた金額を支給。

※この制度を利用するためには、講座申込前に相談が必要です。詳しくはお問い合わせください。



## 母子及び父子並びに寡婦福祉資金(修学資金・就学支度資金)の貸付

ひとり親家庭で子の学費の支払いが困難な人に修学資金および就学支度資金を貸し付けます。

### 申込資格

高校や大学、専門学校などに入学しようとする子や、これらの学校で修学中の子を養育しているひとり親家庭で、学資の支払いが困難な人(他の奨学金制度との併用はできません)。

### 資金の種類

#### 修学資金

高校や大学などに修学するために必要な授業料や書籍代、交通費などにあてるために貸し付ける資金です。就学期間中、毎月月末に継続的に貸し付けます。

学校などの種別や学年などにより限度額が異なります。

#### 就学支度資金

高校や大学などに就学(入学)する際に直接必要とする被服や履物などの購入費などにあてるために貸し付ける資金です。入学時に1回に限り貸し付けます。

学校などの種別により限度額が異なります。※詳しくはホームページを確認するか、子育て支援課にお問い合わせください。



出産したら